## 山梨地区(旧山梨県A地区)における運賃改定実施による労働条件の改善状況

山梨地区(旧山梨県A地区)においては、令和6年4月8日から新運賃を実施しており、今般、一般社団法人山梨県タクシー協会において、タクシー運転者の労働条件の改善状況が公表されたところですが、同協会に加入していない事業者はこの公表に含まれていないことから、同協会に加入していない事業者の状況について、次のとおり公表します。

## 1. 運賃を改定した事業者数

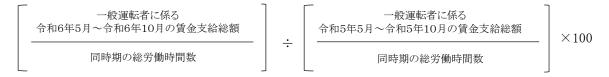
3社

## 2. 一般運転者に係る運転者1人平均時間あたり賃金の支給率の変動状況

○賃金支給率が上昇した事業者数: 3社

5 X 25 4/4 1 / 2 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 /										
110%	109%	108%	107%	106%	105%	104%	103%	102%	101%	100%
以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上
	110%	109%	108%	107%	106%	105%	104%	103%	102%	101%
	未満									
1社	_	_	_	_	_	1社	_	_	_	1社

- (注)一般運転者とは定時制乗務員を除く運転者をいう。
- (注)賃金支給率の変動状況は、次の算式により算出



## 3. 労働条件改善状況

- (1) 運賃改定後に実施した労働環境の改善
- ・アプリの導入 1社
- ・社内施設の新設・改修 1社
- (2) 手当類の創設・拡充
- ・手当類を創設 1社
- (3)その他
- ・労働時間の短縮 1社

以上

<問い合わせ先>

山梨運輸支局輸送担当

担当者 服部、石渡

連絡先 055-261-0880(内線1)

<配布先>

関東運輸局記者会(ハイタク等専門紙)